

盛岡市総合計画条例

平成25年3月27日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もって住民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市のまちづくりの指針となる基本構想及び実施計画をいう。
- (2) 基本構想 長期的な観点に立ったまちづくりの基本理念及びその基本理念のもとに実現しようとする将来像並びにその将来像の実現に向けて展開する市政の各分野における施策を体系的に示すものをいう。
- (3) 実施計画 基本構想に定める将来像を実現するための取組を具体的に示すものをいう。
- (4) まちづくり 住民福祉の向上を目指す一連の活動をいう。

(策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営の基本を確立するため、総合計画を策定しなければならない。

2 市長は、基本構想を策定しようとするときは、市民の参画を促進するため必要な措置を講ずるとともに、盛岡市総合計画審議会の意見を聴かななければならない。基本構想を変更しようとするときも、同様とする。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定するときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。基本構想を変更するときも、同様とする。

(公表)

第5条 市長は、総合計画を策定したときは、これを公表しなければならない。総合計画を変更したときも、同様とする。

(総合計画に即した市政の運営)

第6条 市長は、総合計画に即した総合的かつ計画的な市政の運営を図らなければならない。

2 市長は、総合計画の実施の状況について、定期的に公表しなければならない。

(市政の各分野における計画との関係)

第7条 市政の各分野における計画は、総合計画との整合を図ったものとする。

(審議会)

第8条 この条例によりその権限に属せられた事項その他総合計画に即した総合的かつ計画的な市政の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として盛岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第9条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係団体の役職員

(3) 知識経験を有する者

(4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第11条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第12条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 盛岡市総合計画審議会条例（昭和58年条例第21号）は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の盛岡市総合計画審議会条例第1条の規定による盛岡市総合計画審議会の委員である者は、第8条の規定による盛岡市総合計画審議会の委員に委嘱されたものとみなし、その委員の任期は、第9条第2項の規定にかかわらず、平成25年8月17日までとする。